

仕 様 書

1. 契約件名

平成 30 年度一般廃棄物収集運搬処分業務

2. 契約期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間とする。

3. 収集場所.

千葉市美浜区若葉 2 丁目 11 番地

放送大学学園（以下、「本学園」という。）内の指定場所（別紙参照）

（収集場所は本学園担当者の指示により追加・変更する場合がある。）

4. 収集業務の時間

平日（12月29日から1月3日の間を除く）の9時00分から17時45分までとし、詳細は本学園担当者と協議して行う。

5. 予定廃棄量等

品 目	収集回数	予定廃棄量
可燃ゴミ	週 3 回	751 m ³
空缶	週 3 回	
空瓶	週 3 回	
古紙・段ボール等（機密文書は除く）	週 1 回	438.4 m ³
シュレッダーごみ	週 1 回	

請負者は、処分品目毎に収集日（毎週○曜日等）を事前に書面にて通知すること。

6. 業務の履行

a. 一般事項

本業務は、以下の各項に従い衛生的且つ美化の保持に務め、誠意をもって幕張地区の一般廃棄物の収集・運搬処理を行うものである。

b. 関係法令等の遵守

請負者は、業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、誠意をもって行うものとし「千葉市事業系一般廃棄物管理票（以下「マニフェスト」）」に所定の事項を記入の上、収集、運搬処理の各業務を適正に行うものとする。

c. 守秘義務

請負者は、業務上知り得た本学に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後も同様とする。

d. 服装等

収集・運搬担当者は見苦しくない程度の服装とし、業務履行中は名札等を付け、その身分を明示する。

e. 事故防止及び事故発生時の措置

業務にあたっては、事故及び災害防止に努めること。災害及び事故が発生した場合は、速やかに適切な措置をとり、本学園担当者に報告する。

f. 請負者の責務

- ・業務の履行に関し、本学園の責めに帰すべき原因による損害を除き、本学園または第三者に損害等を与えたときは、請負者の責任と負担により処理すること。
- ・請負者は、天災・地変・暴動等不可抗力による場合の損害又は本学園の建造物・物品自体の瑕疵に起因する損害については、賠償の責めを免れるものとする。

g. 業務責任者

請負者は、本業務を円滑に進めるため、業務責任者を定めること。業務責任者は業務全体を統括し、本学園担当者と協議の上業務を遂行する。なお、業務責任者を交代した場合は、速やかに本学園担当者に報告する。

h. 労務管理

- ・請負者は、本件請負業務に従事する要員（以下「要員」という。）の配置に関し、請負者は業務の遂行に支障のないようにしなければならない。
- ・請負者は、要員の業務規律の維持等に関し一切の責任を負うものとし、本学園が適当でないと認めた要員については、請負者に交換を求めることができるものとする。
- ・請負者は、要員の安全衛生を確保するため、関係法令に基づく安全衛生対策を請負者の責任において充分に講じなければならない。

i. その他

請負者は、作業実施にあたっては、本仕様書に基づくほか細部については本学園担当者と協議してこれを行なう。

7. 業務の履行及び検査

請負者は、業務の実施にあたっては、誠意をもって行うものとし、マニフェストに所定の事項を記入のうえ、搬出するものとする。業務完了後は、マニフェストに基づき、本学園担当者による収集運搬、処分の各業務について検査を受け、承諾を受けること。

8. その他

- ・請負者は、業務の全部または一部について、第三者に請け負わせたり、再委託してはならない。
- ・請負者は、契約期間終了後、本学園の求める様式により、種別ごとの収集実績を提出しなければならない。
- ・本仕様書に明記されていないことであっても、業務上当然必要とされる事項については、学園

の指示に基づきこれを実施するものとする。

- d. 本仕様書の定めた事項、仕様書に疑義が生じた事項は、学園と請負者双方が協議して決定すること